長寿応援ポイント

いきいきボランティアポイント

利用の流れ

STEP1
高齢介護課へ登録申請

長寿応援ポイント

▸「長寿応援手帳」が交付されます。

対象者

さいたま市に住民登録のある
６５歳以上の方

※活動団体の登録も高齢介護課へ
申請（１団体５名以上で登録可）

いきいきボランティアポイント

▸「いきいきボランティア手帳」が交付されます。

対象者

さいたま市に住民登録のある
６０歳以上の方

STEP2
活動してポイントゲット

長寿応援ポイント

対象

- 指定を受けた登録団体での活動

例：ラジオ体操、ゲートボール、パソコン等

- 健康マイレージ
- さいたマーチ

※高齢介護課窓口で、本人が
登録申請やポイント交換をすると
さらに５ポイント付与

いきいきボランティアポイント

対象

- 指定を受けた登録施設での活動
- 宅配食事サービス
- 長寿応援ポイント事業の
登録団体での活動
（団体の代表及びスタッフ）
- 傾聴ボランティア

STEP3
高齢介護課で手帳を添えてポイント交換

長寿応援ポイント

以下のいずれかに交換できます。

▸ 奨励金（現金・たまポン）

いきいきボランティアポイント

以下のいずれかに交換できます。

▸ 奨励金（現金・たまポン）
▸ 福祉団体等への寄附
▸ シルバー元気応援券
※５０ポイントを１度に交換する場合のみ

申請・問合せ先：各区役所高齢介護課　高齢福祉係

西　区	TEL　620-2667	FAX　620-2762	桜　区	TEL　856-6177	FAX　856-6271
北　区	TEL　669-6067	FAX　669-6167	浦和区	TEL　829-6152	FAX　829-6238
大宮区	TEL　646-3067	FAX　646-3165	南　区	TEL　844-7177	FAX　844-7277
見沼区	TEL　681-6067	FAX　681-6160	緑　区	TEL　712-1177	FAX　712-1270
中央区	TEL　840-6067	FAX　840-6167	岩槻区	TEL　790-0168	FAX　790-0267

このチラシは120,000部作成し、１部あたりの作成費用は3円です。